
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目6番4号

天満橋八千代ビル4階

一般社団法人 近畿自動車無線協会

近自無協だより

No. 258 令和7年10月 秋号

Tel 06-6941-4600

Fax 06-6946-1660

無線局免許状のデジタル化等について

～ 完全デジタル化を目指して 10月1日施行～

令和7年10月1日、無線局の免許状は、全てデジタル化されます。

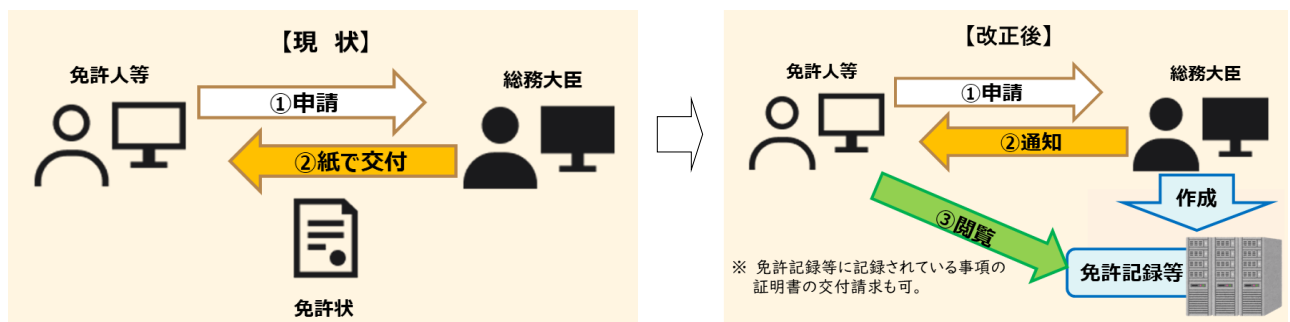
政府全体として「デジタルファースト原則」が推進される中、総務省では「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」）」により、無線局の免許状等のデジタル化等を実施します。

無線局の免許人が「免許記録」（免許状の内容）をインターネットで閲覧できるようにすることで、「紙の免許状」は廃止されます。また、有料ですが、必要に応じて紙の「免許事項証明書」（「免許記録」に記録されている事項を証明した書面。）の交付請求も可能です。あわせて免許・許可等の処分の通知も電子通知となります。

閲覧等は、無線局の免許等の申請処理業務を行う情報システム（総合無線局監理システム）が改修され、「総務省電波利用電子申請（<https://www.denpa.soumu.go.jp/>）」により行われます。

総務省では、完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されるとしています。

【無線局の免許状のデジタル化のイメージ】



【電波利用電子申請(システム)】

(<https://www.denpa.soumu.go.jp/>)

事前にG ビス ID や電子証明書等を準備の上、アカウントを作成してください。

前頁の制度の概要に続き、以下、詳細な内容・手続きを紹介します。

1 免許状のデジタル化に伴う「免許記録（免許状）」の備え付けについて

デジタル化に伴い、今後は次のいずれかの方法で「免許記録（免許状）」の備え付けを行う必要があります。

- ① 自社のパソコン・タブレット等（A 6 サイズ以上）でのネット上での閲覧
- ② 電磁的記録による免許記録の写し（閲覧した免許記録の PDF データ）
- ③ 書面による免許記録の写し（閲覧した免許記録をプリントアウトしたもの）
- ④ 紙の免許事項証明書（免許事項証明書交付請求（有料）により取得したもの）

なお、既に発行されている免許状については、経過措置により施行後の 10 月 1 日以降は、④の紙の「免許事項証明書」とみなされますので、特段の手続きを行わなくても従来通り無線局を運用できます。今後、新たに再免許申請や変更申請を行う段階で、上記のいずれかの方法での対応が必要となります。

2 具体的な申請方法について いくつかの選択肢がありますので、適したものを選択ください。

- ① 会員（免許人）が、自ら ID 等を取得し、システムで電子申請全てを行う。

本人確認のための G ビス ID や電子証明書等を準備の上、「総務省電波利用電子申請」システム（以下「システム」といいます。）でアカウントを作成し、自ら電子申請する。（再免許申請の場合は、免許状が手元にあれば、データ入力は比較的簡単。）

⇒ 会員がシステムで直接「免許記録」を閲覧できる。申請手数料が安い。

また、閲覧した「免許記録」の写しのダウンロード・印刷も可能。

紙の「免許事項証明書（免許記録と同じもの）」を希望する場合は 1 枚 440 円で交付請求が可能。

- ② 会員（免許人）が自ら ID 等取得し、システムで電子委任までを行い、代理人が電子申請を行う。

本人確認のための G ビス ID や電子証明書等を準備の上、システムでアカウントを作成し、代理人への電子委任のみ行う。（詳細な申請内容はシステムで電子委任を受けた代理人が行う。）

⇒ 会員がシステムで直接「免許記録」を閲覧できる。申請手数料が安い。

電子委任時に情報開示設定をすれば代理人も閲覧可能。

「免許記録」の写しのダウンロード・印刷及び「免許事項証明書」についても①と同じ。

- ③ 従来通り、会員が書面委任状を作成し、代理人が電子申請を行う。

会員は書面委任状を作成するだけで、特段の作業等は必要ない。

⇒ 会員は、別途電子申請で閲覧請求しない限り、「免許記録」は直接閲覧はできない。

11 月 1 日以降は代理人等が閲覧等が可能となるので、代理人等で閲覧し、「免許記録」の写し（PDF データ及び紙の印刷物）を作成し、会員へ送付する。

なお、上記「免許記録」の写しには、「写し」の透かし文字が入る。透かしの入らない「免許事項証明書（免許記録と同じもの）」が必要であれば、1 枚 440 円で交付請求が可能。

- ⑤ 書面申請をする。

従来通りだが、申請書様式が一部変更され、申請と同時に「免許事項証明書」（有料 1 枚 480 円）の交付請求が必要（免許記録に変更がある場合の変更申請も同様）

⇒ 会員は、別途電子申請で閲覧請求しない限り、「免許記録」は直接閲覧はできない。

交付請求した「免許事項証明書」を備え付けることになる。

申請手数料、証明書交付手数料ともに電子申請に比べ割高となる。

※ 詳細については、お付き合いの無線機メーカー・ディーラー様又は協会事務局へご相談ください。

3 申請手数料等について

本制度改正の中で、次のとおり申請手数料の改定も行われます。

免許申請	書面申請				電子申請		
送信機の規模	旧	新①+②	①新手数料	②交付請求料	旧	新	参考
1W以下	3,550	3,930	3,450	+480円/枚	2,550	2,100	免許事項証明書 が必要な場合、 別途申請が必要 (+440円/枚)
1Wを超え5W以下	4,250	4,180	3,700		3,050	2,350	
5Wを超え10W以下	6,700	6,680	6,200		4,500	3,750	
10Wを超え50W以下	14,600	14,980	14,500		10,400	9,200	

再免許申請	書面申請				電子申請		
送信機の規模	旧	新①+②	①新手数料	②交付請求料	旧	新	参考
1W以下	1,950	1,880	1,400	+480円/枚	1,500	1,050	免許事項証明書 が必要な場合、 別途申請が必要 (+440円/枚)
1Wを超え5W以下	3,350	3,180	2,700		2,400	1,650	
5Wを超え10W以下	4,950	4,680	4,200		3,250	2,400	
10Wを超え50W以下	6,700	5,980	5,500		4,500	3,350	

※ 書面申請の場合は、「免許記録」の閲覧等ができないため、免許事項証明書の交付請求が必要となり、申請手数料に加えて、交付請求手数料（1枚480円）が必要となります。

※ 電子申請の場合は、免許事項証明書を別途交付請求したとしても、これまでより減額となります。

4 電子申請の義務化について

今回の電波法改正の中では、免許状のデジタル化等のほか、「電子申請の義務化」も盛り込まれています。

国、独立行政法人、規模の大きい免許人（携帯電話事業者等）の免許等手続きについては、「書面による手続き」を廃止し、「インターネットでの手続き」を義務付けることとなっており、具体的な規模等の内容は現在検討中ということですが、今秋、総務省令案等が意見募集（パブリックコメント）され、来春4月頃までには施行される予定です。

「規模」の大きさが気になりますが、詳細がわかりましたらお知らせします。

電波利用料の料額も改定されます

電波利用料制度は、電波の有効利用を促進する観点から、その料額や用途等について少なくとも3年ごとに見直し、状況の変化に応じた料額を定めることとされています。上記の電波法改正の中で、電波利用料の料額の見直しも行われ、本年10月1日から施行されました。

今回の見直しは、デジタルビジネスの拡大を推進するため、電波利用料の料額算定方法などの検討の上、料額算定の具体化方針が策定されて、料額が改定されました。タクシー業務用などの無線局については、今回減額となっています。

	旧料額(1局年額)	改定後料額(1局年額)
基地局(会社等)	6,400円	<u>3,900円</u>
陸上移動局(タクシー)	400円	<u>200円</u>

全国自動車無線連絡協議会「連絡会」の開催について

昨年10月に解散した（一社）全国自動車無線連合会の後継連絡組織として設けられた、全国自動車無線連絡協議会（会長：高野 公秀（一社）関東自動車無線協会会長）は、地方協会間の連絡調整等を目的に、専務理事等を対象にした「連絡会」を7月と9月の2回にわたり開催しました。その概要を報告します。

- 1 第1回全国自動車無線連絡会 7月16日（水）（一社）関東自動車無線協会 東京九段 自動車会館
今年6月に解散決議した北海道協会、北陸協会以外の8地方協会が参加し、現況報告や今後の課題等について意見交換が行われました。

挨拶に立った高野会長は、全自無連解散後の状況に触れ、「今般解散決議した地方協会もあるが、残る協会では、連携して引き続き頑張っていきましょう」と激励しました。

会議では、まず、事務局（関自無協専務）から本年3月末の各地方協会の会員数、無線局数、予算等の報告とともに、北海道協会及び北陸協会の解散状況が報告され、東海協会、四国協会からそれぞれの取組状況が報告されました。

また、各協会の今後の運営上の課題や解散する場合の懸念事項等について、各協会とも規模や状況が相違するところがあることから、熱心な意見交換が行われました。

なお、電波法改正に関しては、政省令案がパブリックコメント終了段階で確定的な要素がないことから、概要把握となっています。

- 2 第2回全国自動車無線連絡会 9月17日（水）（一社）関東自動車無線協会 東京九段 自動車会館
説明会「無線局の免許状等のデジタル化等について」を実施

7月16日の第1回連絡会では、デジタル化の改正政省令案がまだ成立しておらず、公布（8月25日）後の詳細内容の把握が必要となったことから、事務局が要請し、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課・衛星移動通信課の担当官による説明会が開催されました。

当日は、両課の課長補佐等計6名の担当官から、一部検討中のものも含めた詳細な説明がなされ、積極的な質疑応答等が行われました。

この中では、代理人の閲覧や写し関係の要望や委任関係の詳細内容の確認などが行われました。

なお、最終的には、その後の9月末に、要望事項を含めたシステム改修等の見直しが確定し、公表されています。



説明会の様子

○ 今年度の無線局定期検査（登録点検）の実施状況について

今年度の定期検査の指定を受けた基地局の登録点検が順次行われており、対象の25局のうち延期願いを出された1局を除き、14局が既に点検実施済みとなっています。検査指定月の間近になってあわてることのないよう、早めの準備をお願いします。今年度の定期検査対象の無線局は、会報紙（No. 256 令和7年春号、ホームページにもアップ）に掲載しています。

なお、特段の事情で指定期日までに登録点検の報告書の提出が困難な場合は、年度内であれば指定月の延期を願い出ることも可能ですので、ご相談ください。



無線従事者免許講習会 開催される

～ 台風15号来襲の中、9名参加・全員合格 ～

今年度の第三級陸上特殊無線技士の資格取得講習会は去る9月5日（金）、熱帯低気圧から発達した台風15号が近畿地方を横断する中でしたが開催され、和歌山を除く近畿2府5県から9名が参加しました。勢力はそれほど強くはなく、近畿では被害もあまりありませんでしたが、電車等の運休や遅れの可能性もいわれる中、みなさん早めに出かけられ、8時45分の開始時間の15分前には全員が到着されました。

電波法規4時限、無線工学2時限の講義ののち、終了試験が実施され全員が合格となりました。もともと2日間であった講習日程を1日に短縮したため、早朝から丸まる1日の講習会となり、遠方から来られた受講者の皆さまには大変お疲れさまでした。

10月1日に近畿総合通信局から無線従事者免許証が発給され、受講から1か月ほどで免許証を受け取られています。

なお、無線従事者として従事するには、総合通信局への選任届の提出が必要です。手続き等が不明の場合は、協会事務局へご照会ください。

- 会 場 大阪 天満研修センター
JR大阪環状線天満駅徒歩5分
- 9月5日（金）8：45～17：15
- 参加費 15,000円/人



講習会場の様子

再免許申請書の受付を12月から開始します

～ 多くの会員が対象となる5年に一度の一斉再免許の年です ～

免許状の有効期限が来年令和8年5月31日までとなっている無線局については、本年の12月1日から来年2月28日まで（有効期限の6ヶ月前から3ヶ月前まで）の間に再免許の申請をしなければ免許が切れてしまい、6月1日以降は無線が使用できなくなります。

今回の令和8年再免は、多くの無線局が対象となる5年に一度の移動無線系の「一斉再免許」の年にあたり、多くの会員が手続きが必要となります。対象となる会員へは別途個別にお知らせしますが、特に今回は、前記しました「免許状のデジタル化等」へ対応が必要となりますので、お付き合いされている無線機メーカー、代理店等ともよくご相談等いただき、早期に手続きを進められるようお願いいたします。

当協会では、引き続き、賛助会員等と連携して、経費、労力等の負担軽減となる電子申請を行うこととしていますが、**会員自らの電子申請あるいは電子委任**の手続きへのチャレンジをよろしくお願いいたします。協会事務局としても可能な限りサポートいたします。

○ 令和8年6月期の再免許対象無線局

	大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山	滋賀	合計
会 員 数	14	8	17	18	3	6	66
基地局数	14	11	19	19	3	6	72
移動局数	1,493	1,940	651	434	37	182	4,737

タクシー無線担当者会議（賛助会員対象）開催される

去る10月3日（金）、大阪市中区の「エル・おおさか」において、タクシー無線担当者会議（賛助会員対象）が開催されました。無線機器メーカー・ディーラー等4社4名の参加となりましたが、近畿総合通信局担当課の 陸上第三課 堂上 裕樹 課長と 清松 淳 担当チーフに出席いただき、「免許状のデジタル化等について」説明いただくとともに、質疑応答や各テーマでの意見交換が行われました。

冒頭あいさつに立った堂上課長は、「今回の電波法改正は、大きくは周波数のオークション制度の導入、電波利用料額の改定、そして無線局免許状のデジタル化、電子申請の義務化が大きな柱となっている。総務省内はもとよりぎりぎりまで多くの意見・要望等を聞きながら制度化された。今後ともご意見を聞きながら進めていきたいと考えている。是非完全デジタル化等にご協力をお願いしたい」と述べました。



担当者会議の様子

清松 担当チーフの説明を受けて、質疑では、想定される課題等についての質問や意見も出されるなどやり取りが行われました。

その後、今回のデジタル化に伴う協会としての対応等について意見交換、確認が行われました。

* * * * お知らせ * * * *

【会議の予定等】

○ 近自無協 定例正副会長会・理事会

12月4日（木） 正副会長会 10:30～、 理事会 11:00～

会 場 ホテルグランヴィア大阪（JR大阪駅直結）

※ 従来どおり集合方式での開催。詳細は別途招集通知を発出します。



事務局編集後記



総務省では、これまでも電子申請を積極的に推奨していましたが、いよいよ前記のとおり「完全デジタル化」へ舵を切りました。申請者（免許人）自身による電子申請又は代理人へ依頼する場合は電子委任を前提に、「電子申請の義務化」も検討されています。

会員各位におかれても、他の国や公的機関等の申請手続きのために、GビシIDや電子証明書を使われているところは少なくないと思います。これを機に、是非、無線局についても電子申請、電子委任のご検討をお願いします。

ちなみに、総務省によると世界では、電子免許状はアメリカ・カナダで完全実施済みで、イギリス・ドイツ・韓国で一部実施。電子申請はアメリカのみ完全義務化で、イギリス・カナダ・ドイツ・韓国は一部無線局で義務化されているとのことです。



一般社団法人 近畿自動車無線協会 ホームページ、電子メール



Web 検索 「近畿自動車無線」 検索

近自無協メール kinmukyo@garnet.broba.cc 電子申請メール dkinmukyo@dmall.plala.or.jp